

市場取引委員会に係る関係法令

○卸売市場法

(市場取引委員会)

第十三条の二 開設者は、中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会（以下この条において「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、業務規程の変更（第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に限る。）に関し、及び当該中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。

3 委員会の委員は、卸売業者、仲卸業者、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

4 前三項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

【参考】卸売市場法第9条第2項第3号から第7号に掲げる事項（抜粋）

三 開場の期日及び時間

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法（委託手数料に関する事項にあつては、農林水産省令で定めるもの）

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

六 卸売の業務を行う者に関する事項

七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項（この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。）

○神戸市中央卸売市場業務条例

第6章の2 市場取引委員会

(市場取引委員会)

第68条の2 市長の附属機関として、法第13条の2第1項に規定する市場取引委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、20人以内の委員をもつて組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○神戸市市場取引委員会規則

平成 17 年 4 月 22 日
規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市中央卸売市場業務条例(昭和 46 年 12 月条例第 42 号)第 68 条の 2 第 5 項の規定に基づき、市場取引委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が召集し、委員長が、その議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、委員長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

6 第 2 条第 3 項及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第 5 条 委員会又は前条の部会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請することができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、経済観光局において処理する。

(施行細目の委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 74 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。